

淀川水系 流域委員会 治水部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

No.1-2

合併号 2003年5月発行

平成15年3月8日(土)第1回治水部会、
平成15年3月27日(木)第2回治水部会、
が開かれました。

CONTENTS

- 第1回治水部会の内容.....1
- 第2回治水部会の内容.....5
- これまで開催された会議等について.....11
- 治水部会委員リスト.....12
- 配付資料リスト.....13
- 配付資料及び提言の閲覧・入手方法
ご意見受付.....14



第1回治水部会の内容

部会長からのあいさつ、委員の紹介が行われた後、部会での検討事項とスケジュールに関して説明が行われました。その後、委員から「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」について寄せられた質問に対して河川管理者から回答が行われ、意見交換が行われました。



第1回治水部会 結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2003年3月8日（土） 10：00～12：00

場 所：京都市サーチパーク 地下1階 バズホール

参加者数：委員12名、他部会委員2名、河川管理者21名、一般傍聴者85名

1 決定事項

- ・治水部会の部会長代理として森下委員が決定した。
- ・今後の開催日程として、4月中に1～2回程度部会を開催する方向で日程調整を行う。
- ・次回の部会では、提言と「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」（以下、説明資料（第1稿））を比較し、提言内容が反映されていない点や抜けている事項、具体化すべき事項などについて審議を行う。委員は次回の部会（3/27）で検討すべき論点に関する意見を3/21頃までに庶務へ提出する。

2 審議の概要

部会長からのあいさつ及び委員の紹介

部会長あいさつおよび委員の紹介が行われ、部会長代理の選出が行われた。上記「1 決定事項」参照。

部会での検討事項およびスケジュール

資料1「淀川水系流域委員会 第18回委員会 結果概要（暫定版）」、資料2「テーマ別部会について」をもとに、今後の部会での検討事項やスケジュールなどについて説明が行われた。今後の部会開催について、上記「1 決定事項」の通り決定した。

説明資料（第1稿）に関する意見交換

河川管理者から、資料3-2-1「説明資料（第1稿）質問の回答」、資料3-2-3「説明資料（第1稿）委員からの質問と回答」を用いて、委員からの治水に関する質問と意見に対して回答があった。その後、河川管理者の説明に対して、委員からの追加質問があり、意見交換が行われた。主な意見については、「3 主な意見交換」を参照。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から、「基本高水流量が算出された論拠にまで踏み込んだ議論をお願いしたい」といった発言があった。

3 主な意見交換

説明資料（第1稿）に関する意見交換

河川管理者から、資料3-2-1「説明資料（第1稿）質問の回答」、資料3-2-3「説明資料（第1稿）委員からの質問と回答」を用いて、委員からの治水に関する質問と意見に対して回答があった。その後、河川管理者の説明に対して、委員からの追加質問があり、意見交換が行われた。

主な意見

- ・塔の島の流下能力向上のための整備として、護岸工事と橋架の付け替えが説明されていたが、この整備でなぜ流下能力が向上するのか。
護岸工事は河床掘削の準備のために実施しているが、現在のところ、河床掘削工事は行っておらず、流下能力は向上していない。また、河床掘削の実施の時期については、天ヶ瀬ダム再開発の見直しや下流の堤防強化の状況を踏まえて検討する。（河川管理者）
- ・ハザードマップは周辺住民への周知徹底が重要だ。川西市の場合、約5年前に配布されたきりになっている。国の直轄管理区間についてはハザードマップが公表されているが、猪名川の川西市地域は県の管理であり、実際にどこまでマップ作成が進んでいるのかよくわからない。事態の改善をお願いしたい。
- ・資料3-2-3 治水部会 - 7頁に記載されている大阪地下街の地上への階段数だが、感覚的に少ないような気がする。すべてチェック済みなのか。
確認する。（河川管理者）
- ・資料3-2-3 治水部会 - 23、24頁に記されている、狭窄部上流の水位低下と下流の流量の影響についての説明図は、水位と水量が混在していたので、整理した方がよいのではないか。
- ・ハザードマップが公表されたことにより、土地利用にどのような変化があらわれたのか、既に公表されている地域について実例のデータがあれば、紹介して頂きたい。
最も早くできたものでも3年前でありデータはない。おそらく、実態としては、マップが公表されたことによって土地利用が変化した例はないのではないか。今後は、水害ポテンシャル低減協議会において、議論し実行に移していきたいと思っている。（河川管理者）
- ・資料3-2-3 治水部会 - 4頁の水田の貯留機能について、「水田への貯留の可能性・実効性については調査が必要」とあるが、水田・畑地の貯留機能そのものの有効性が未知数でありそれについて調査が必要という意味なのか、それとも有効性のある地域とそうでない地域が混在しているために調査が必要という意味なのか、整備局管内の水田・畑地についてまだよく分かっていないということなのか。
流出モデルには水田・畑地の貯留効果が組み込まれているが、例えば、洪水期の前に水田の水位を落として出水に備える、あるいはあぜ道を高くして貯留量を増やすなどの対策については考慮されていない。現在、それらの手法の可能性・実効性が担保されておらず、また、営農法上、実際に可能なのかもわからないので、調査の必要があると考えている。（河川管理者）

調査研究は今後も続けられていくのだろうが、我々が作成しようとしている河川整備計画に、水田を治水設備として組み込むことは無理ではないか。無理ならば、明確に述べた方がよい。正常に農業がなされている水田と休耕田は分けて考えるべきであり、休耕田にどの程度の治水能力を持たせるかが問題だろう。将来的に休耕田となる面積を踏まえ上で、考えていくことが大事なことはないか。

河川管理者の説明は、従来は河川管理の範囲外のことだった水田・畑地を、今後、積極的に治水面で利用できるかどうかを検討していきたいという内容だと理解した。(部会長)

・河川環境の保全・復元のためには、水や流砂の連続性の確保が重要になってくるが、これまで以上に砂を流せば、河床が変動し、抵抗も増して水位も変動する。こういったことを考慮して、今後の治水を検討して頂きたい。

・狭窄部の開削やダム建設は、本来は人間のどのような生活をどう守るかという課題をクリアするための手段に過ぎず、手段を変えたからといって、本来の目的が達成できるということではないはずだ。今後の治水を考える上では、技術では解決できないそういった課題をどう解決していくかが重要。従来とは違う切り口の治水を考えていかなければならない。

委員会では、現状のどこに課題があり、今後どうしていくべきかという問題意識を持って議論を重ねてきた。その結果が、提言に記されている「破堤による壊滅的被害の回避」や「狭窄部上流部における浸水被害の軽減」という内容になったと考えている。単に手段の話ではなく、どのような問題意識を持ちどうするのかという議論を積み重ねたと認識している。(河川管理者)

・応急的堤防強化について説明されているが、これは従来と同じ手法であり、提言にある「超過洪水・自然環境を考慮した治水」を実現できないのではないかと。提言では治水の理念転換をうたっているが、説明資料(第1稿)の内容は従来の治水の延長線上にあるように感じられる。提言を受けてどこがどう変わったのかを示すなどして、わかりやすく説明してほしい。(部会長)

様々な堤防強化を考えていかなければならないと思っている。本日の説明内容は、現状の技術で可能な範囲で示したものであり、一方で、河川環境に影響のない方法やより安全度の高い方法を検討、試験施行していかなければならないと思っている。(河川管理者)

河川管理者は、時間、予算、環境への影響などを考慮してある程度シナリオをつくり、提言で述べていることが本当にどこまで実行可能なのかを具体的に示さなければならない。何に対しても「検討したい」と答えては、審議が進まない。

一度、環境という要素を横に置いて、「治水だけを考えた場合にも、このような転換が必要」ということを明言すべき。それと同時に「河川環境の重要性を考慮することによって、このような転換が必要」という内容と併行して考える必要がある。

・本日は委員からの質問や意見に対して回答を頂いたが、一般の方々からも様々な質問や意見を頂いている。今後、これらにも答えて頂



くようお願いしたい。(部会長)

説明資料の第1回目の住民説明会がほぼ終了したが、頂いた質問全てに対して、ホームページで回答していきたいと考えている。この回答を委員会の場において説明することも可能だと思っている。(河川管理者)

・説明資料(第1稿)について、委員が個人的に詳しく知りたい箇所がある場合、河川管理者に説明をお願いすることは可能か。(部会長)

委員会の場ではもちろん、委員会以外においても河川管理者がお伺いして応えていく。(河川管理者)

・市民には、河川管理者が当然だと考えていることが伝わっていない。例えば、越流すると堤防が壊れてしまう事実や高い堤防がかえって被害ポテンシャルを高めていること、狭窄部を持つ河川の恐怖などを市民にきっちりと説明する必要がある。

ご指摘の点に関しては、説明資料(第1稿)の説明会で住民の方々に説明してきたが、確かに河川管理者と住民の方々の間には考え方や言葉のギャップがあり、理解し合えなかった部分もある。今後も引き続き住民説明会を開催し、平易な言葉や図表などを用いてわかりやすい説明を行っていきたい。(河川管理者)

大人だけではなく、関心を持った子どもたちに河川のことを伝えていく努力も必要だ。

次の世代を担う子どもたちに河川のことを理解してもらわなければ、どれだけ素晴らしい河川整備計画を作ったとしても、うまく引き継ぐことができないだろう。説明資料は、大人でもわかりにくい点が多く、まして子どもには、まったくわからない内容となっているため、小学生高学年にも理解できるような資料の作成も検討している。(河川管理者)

一般の方から委員会に寄せられている意見の中で、「委員会は治水を軽視しているのではないか」という意見がある。委員会は、治水をレベルアップするための方策を検討しており、決して治水を軽視しているつもりはないが、一般の方の中には誤解されている方もおられる。委員会も、よりわかりやすい説明をしていく責任があるだろう。(部会長)

一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者1名から発言があった。

・基本高水流量がどのような論拠に基づいて算出されたのかにまで踏み込んだ審議をお願いしたい。

基本高水流量に対応した治水整備を行っていく従来の手法は、法律に基づいたものであり、簡単には中止できないだろう。しかし、委員会は超過洪水を考慮した治水計画を提言しており、ご指摘の点は常に意識して委員会の立場から議論していきたい。(部会長)

以上

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第2回治水部会の内容

第2回治水部会では、淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）の検討の論点について説明が行われ、その後、治水の新しい理念の評価等に関して意見交換が行われました。



第2回治水部会 結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2003年3月27日(木) 12:30～14:35

場 所：国立京都国際会館 2階 Room B-1

参加者数：委員11名、他部会委員1名、河川管理者16名、一般傍聴者80名

1 決定事項

特になし

2 審議の概要

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

資料2-1「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』検討の論点について」をもとに、提言に記された新たな理念を河川管理者がどう評価しているか等について、委員と河川管理者の議論を中心に進められた。

主に下記事項について意見交換が行われ、「理念については委員会と河川管理者はほぼ同じ考えに立っている」との認識となった。

意見交換の内容については、「4 主な意見」を参照。

審議の進め方等について部会長から下記発言があった。

- ・ダムについては、どのような方法、位置づけで審議するかを検討した上で行いたい。
 - ・次回の部会は、議論の内容や進め方をあらかじめ決めて行いたい。河川管理者にも事前に伝えて、準備頂きたい。
 - ・会議資料について、議論しやすい資料構成にできるよう、庶務と相談する
- 一般傍聴者からの意見聴取
一般傍聴者からの発言はなかった。

3 今後の予定

- ・第3回治水部会は4月10日(木)9:30～12:30、第4回治水部会は4月14日(月)9:30～12:30に開催する。

4 主な意見

a. 「超過洪水を考慮した治水」をどう評価するか

河川管理者からの説明

- ・どのような大洪水に対しても、壊滅的な被害を回避することを目標としている。具体的には、破堤による壊滅的な被害の回避を最優先事項としている。これは提言に記されている治水の理念と同じだと考えている。
- ・従来の考え方から変わった点としては、従来は例えば200年に一度の降雨を目標にして堤防の高上げやダム建設などで対応してきたが、現状として堤防は脆弱であり、大規模な降雨によって破堤し、甚大な被害が出る可能性がある。よって、提言では「超過洪水」という言葉が使われているが、我々としては目標を決めるのではない考え方で、現在ある堤防の補強を最優先事項としている。

主な意見交換

<壊滅的な被害の回避について>

- ・治水安全度は下げずに壊滅的な被害を避ける、そのための一番の基本が破堤ではないか、という論理だと思う。この点に関しては、委員会と河川管理者とで共通の認識を持っていると理解している。一般には、破堤による壊滅的な被害の回避が優先されて治水安全度の向上が軽視されていると誤解されている面がある。（部会長）
- ・堤防について、区間ごとにどの程度の降雨規模で破堤する危険性があるのか、それに対してどのような優先順位でどんな整備が実施されるのかが説明されなければ、不安が増すだけを感じる。

破堤の危険性を区間ごとに整理した資料は、第3回委員会にて提出している。また、具体的な整備内容シート（第1稿）では堤防補強などの実施事業と対象区間を示しているが、そのなかのさらに細かい工事内容や区間までは示していない。（河川管理者）

<流域対応>

- ・河川審議会答申や流域委員会の提言に記されているように、洪水に対しては、堤外地（河川側）、堤内地（都市側）での対応の両方が関係してくる。堤内地に対して流域としてどのような治水を行うか、河川整備計画にはどの程度盛り込まれる見通しか。

河川管理者だけでは出来ないことが多いため、説明資料（第1稿）では被害ポテンシャル低減対策として協議会を設置して関係自治体、機関等と連携していくことを考えている。特に避難誘導に関しては、淀川下流部には地下街が多いため、ソフト、ハード一体となった対策が必要である。（河川管理者）

流域対応については、従来から総合治水で対応しようとして出来なかった。何故できないか、ということ踏まえて記述頂きたい。

- ・委員会では、堤内地側のソフト対策が重要であると時間をかけて議論し提言したが、説明資料（第1稿）は十分とは言えない内容であり不満を感じている。
- ・地方公共団体や関係各省などとの連携については、1977年の河川審議会の答申以降、繰り返

し述べられていることだが、現在、全国的に見てそのような連携体制で取り組んでいる事例があるのか。説明資料のなかに「洪水被害ポテンシャル低減方策協議会」(仮称)の設置が記されているが、これはどのように位置づけておられるのか。

→「洪水被害ポテンシャル低減方策協議会」では土地利用誘導も含めた検討を想定しているが、協議会の枠組みでここまで含めているのは無いのではないかと。

→この協議会で様々な問題が出て来た場合には、一体なぜ連携できないのか、誰がどういう理由で連携を拒んでいるのかを広く一般に公開する。連携しようと努力し、問題についても公開することで連携を進めたい。(河川管理者)

<応急的堤防強化>

・具体的な整備内容シート(第1稿)では、応急的堤防強化対策が多く河川に記されており、巨額の事業費を投じてでも応急的な堤防強化しかできないのか、とショックだった。一般の方がこの内容を見たら、「もっと他に方法があるのでは」という議論になるのでは。

→破堤しない堤防はスーパー堤防以外では不可能であり、現在ある堤防を強化したとしても、すぐに破堤しない堤防ができるわけではないという意味を込めて、「応急的堤防強化」という言葉を使っている。具体的な整備内容シート(第1稿)には、今できる対策を示しているが、今後も技術開発を進める必要があると考えている。(河川管理者)

→これまでの、堤内地を守るために高い堤防をつくってきた考え方をやめて、理念転換しようと言っているが応急的な強化に頼らざるを得ないところがジレンマである。

→応急的堤防強化については、堤防直下に人家が連たんしているところは、破堤した際に家が壊れるため無条件で対象区域とした。また、人家が無くても東海豪雨並の500mmの降雨でも危ないところは対象とした。このような考えで具体的な整備内容シートの内容となっている。今後、より細かな整備の優先順位を示していきたいと考えている。また、堤内地でのソフト対策や被害ポテンシャル低減対策を行うことで堤防強化の必要が無くなる区間があるかもしれないが、今回はそこまでの結論を出せていない。(河川管理者)

→「応急的堤防」という言葉は「スーパー堤防」に対する言葉であり、すぐに壊れるものではなく、数年で工事をし直すものでもないと理解した。(部会長)

→具体的な整備内容シート(第1稿)には、整備内容が羅列されているだけで背景となる考え方が記されていない。先ほどの説明のような考え方が分かるよう記述すべきでは。

<直轄河川以外の河川について>

・各府県が管理している河川についても、「破堤による壊滅的被害の回避を優先する」という理念によって整備が行われるのか。

・委員会は直轄河川だけを考慮して提言したのではないので、各府県が管理している河川についても、提言の内容を尊重して河川管理が行われるべきだと考えている。

→今回の整備計画は、府県の管理者も読んで頂いていると思っている。(河川管理者)

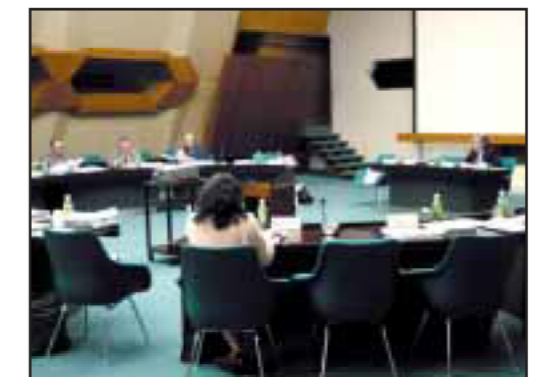
b.「自然環境を考慮した治水」をどう評価するか

○河川管理者の説明

- ・河川管理者としては、河川環境の修復を「目的」として、河川整備計画をつくりたいと考えている。
- ・例えば、説明資料(第1稿)の「河川環境」では、「5.2.8生物の生育環境に配慮した工事の施工」の中に記している。これに従って、「治水・防災」の項目で記されている、堤防補強やスーパー堤防を整備する際にも、河川環境の修復を考慮して行うこととしている。

○主な意見

- ・自然環境を回復する手法は十分に確立されておらず、開発途上にある。説明資料(第1稿)には、「自然環境を回復する手法の検討」という項目が入っていないため、既存の手法だけで対応するとしか理解できないところが気になる。
→説明資料(第1稿)には、現在可能な手法を提示しているが、これで十分とは思っていない。新しい技術の開発も当然行う必要があると考えている。(河川管理者)
- ・洪水時の攪乱機能をどのように維持していくかについても検討する必要がある。攪乱については、河川の横断方向の形状など物理的な問題についても考慮する必要がある。
→洪水時の攪乱機能の重要性については十分に認識しており、「水量」の項目では、既存のダム・堰の運用の改善についての検討を記している。また、河川形状に関しても、「河川形状」の項目に取り組み内容を記している。(河川管理者)
- ・自然環境のために水や土砂の連続性を許容することによって、激しい水位変動による局所的な洗掘の発生など、治水上の安全度が低下する可能性がある。これまでの安全度の考え方に加えて、変動への配慮が必要になってくると思うが、どのようにお考えか。
→土砂の流れについては、ダム等で殆ど遮断されている状態を少しでも回復しようとしている。しかし、大雨の時にダムを素通りして流れるのは治水とのバランス上問題があるだろう。また、横断方向の連続性の修復に際しては、高水敷の切り下げで堤防が危なくなるのであれば、補強策を考える必要があるだろう。(河川管理者)
- ・自然環境の保全は人間が非常に長い時間に渡り生存していくために、必要だと考えている。そういう意味では、人間の生存を脅かす程度までの問題が生じているのであれば、治水少し問題があったとしても、自然環境の回復を行うとともに治水の問題も解決する方法を考えるべきだ。人間の生存に大きく関係するという意味で、自然環境の保全も治水や利水と同じ問題である。そのことを再度理念として強調頂きたい。
- ・提言では「自然環境を考慮した治水」を理念の一つとして挙げており、説明資料(第1稿)の「治水・防災」においても考え方を記してほしい。自然環境の保全・回復を目指した場合、治水安全度に影響する場合もあり、その



際の治水としての考え方を記す必要がある。

従来の河川整備では、治水と環境をバラバラに考えてきた。今後は、各河川の各箇所環境、治水、利水で総合的に最適となるよう考えることを基本としたい。この考えで、説明資料（第1稿）には、「原則として、堤防強化を行う箇所において、併せて河川管理者形状の修復を実施」（5.2.1）と表現している。（河川管理者）

これまでの河川整備は、治水に支障の及ばない範囲で環境に配慮するという考え方であったと思う。今後は、環境と治水を同等に考慮していかなければならない。（部会長）

- ・説明資料（第1稿）について我々は、河川環境の回復が治水や利水に非常に大きく影響を与えることはないだろうと思って記述したところがある。典型的なものとして、琵琶湖の水位操作について、環境面からは夏季の水位をもう少し高くという話が出ているが、治水面から考えれば、治水安全度を低下させることを今すぐには出来ない、と考えている。このあたりのスタンス等について、ご意見があればお願いしたい。（河川管理者）

一般論としては、人間が長く生存するための自然環境として回復可能かどうかを予防的な立場から考えて、絶対にこれは困るという事象については、治水に多少影響があったとしても自然環境の回復策を考えなくては、河川環境の保全が目的に加わった新しい河川法に反すると言いたい。あとは、個々に具体的に考えなければならない。

琵琶湖の水位操作に関しては、平成4年の操作規則変更以前には致命的な影響はなかったことを考えれば、試験運用を含めて調査を行えば、環境と治水の妥協点が見つかるのではないかと考えている。

水位管理については、水位管理WGを通じて、現在の水位操作の問題点も十分認識している。また、我々が現在の水位操作を変更する際にどんな心配があるか、ある程度理解頂いていると思っている。整備計画の中で「検討」としているものについて、時間がかかるかもしれないが、現在の問題を解決するつもりで取り組みたい。（河川管理者）

c. 「地域特性に応じた治水安全度の確保」をどう評価するか

河川管理者の説明

破堤による壊滅的な被害の回避を大方針として、現在ある堤防の補強を最優先で考えている。一方で、浸水被害が発生する可能性の高い地域については、浸水被害の軽減対策も同時に進めることを方針として、以下の3点の対策について考えを示している。

1. 狭窄部上流の浸水被害対策
2. 琵琶湖沿岸の浸水被害対策
3. 無堤地区（一部の区間を残して工事が完了している場合）

主な意見

< 浸水被害の軽減について >

- ・治水対策として、破堤による壊滅的な被害の回避と同時に、浸水被害に対する治水安全度も高めていかなければならない。地域特性に応じた治水安全度の確保にあたっては目標を設定することが重要ではないか。目標を記さないと、壊滅的な被害だけを防止するという印象を与え

る。考えを分けて、定量的に目標を持てる場所は目標を記すべき。

狭窄部上流など浸水頻度の高いところは、「河川ごとの既往最大規模の降雨」を一つの目標として浸水対策を行うこととしており、必要な場所では浸水被害の軽減を同時に行いたい。（河川管理者）

琵琶湖周辺に関しては、既往最大規模の降雨に対して被害をゼロにすることは、今回の整備計画の中でも不可能である。下流の宇治川の改修との関係で上限を決めざるを得ない状況である。（河川管理者）

壊滅的な被害の回避と地域特性に応じた治水安全度の向上とを矛盾せずに進める考え方が基本である、ということを確認し記すべき。

これまでのように一律に目標を定めるのではなく、地域毎、区間ごとに地元の意見も考慮しながら何らかの目標を定めて治水安全度を上げていく、と理解した。（部会長）

< 今後の進め方について >

- ・河川管理者の説明は、提言の趣旨と一致しており、賛成できる。今後は、より具体的な内容を提示して頂きたい。特に地域特性に応じた水害の防止策については、現在の手法で実現可能かはっきりしていないので、明確にして頂きたい。説明資料や整備内容シート（第1稿）には具体的に記しているつもりだが、分かりやすいよう工夫したい。（河川管理者）

以上



説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

これまで開催された会議等について

第2回治水部会(平成15年3月27日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会		琵琶湖部会		淀川部会		猪名川部会	
第1回 第6回	平成13年開催	第1回 第8回	平成13年開催	第1回 第10回	平成13年開催	第1回 第6回	平成13年開催
第7回	H14/2/1(金)	第9回	H14/1/24(木)	第11回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第7回	H14/1/18(金)
第8回	H14/2/21(木)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)	第12回	H14/2/5(火)	第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/3/13(水)	第13回	H14/3/14(木)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第12回	H14/4/7(日)	第14回	H14/4/5(金)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第13回	H14/5/12(日)	第15回	H14/5/27(月)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第16回	H14/6/24(月)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/30(火)	第15回	H14/6/17(月)	第17回	H14/7/31(水)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第16回	H14/7/4(木)	第18回	H14/9/24(火)	第14回	H14/10/1(火)
第15回	H14/12/5(木)	第17回	H14/8/8(木)	第19回	H14/10/29(火)	第15回	H14/10/17(木)
第16回	H15/1/17(金)	第18回	H14/10/3(木)	第20回	H14/12/13(金)	第16回	H14/11/8(金)
		第19回	H14/11/9(土)	第20回	H14/12/14(土)	第17回	H14/12/12(木)
		第20回	H14/12/14(土)				
環境・利用部会		治水部会		利水部会		住民参加部会	
第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H14/2/24(月)

その他	設立会	H13/2/1(木)	シンポジウム	H14/6/23(日)
	発足会	H13/2/1(木)	拡大委員会	H14/11/13(水)
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)	提言説明会	H15/1/18(土)
	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)		

治水部会委員リスト

2003.3.27現在

(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	兼任状況
1	芦田 和男	河川環境一般	京都大学 名誉教授 財団法人 河川環境管理財団 研究顧問	-
2	池淵 周一	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 教授	猪名川部会 利水部会
3	今本 博健 (部会長)	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	淀川部会 利水部会
4	江頭 進治	河道変動	立命館大学理工学部 教授	琵琶湖部会 環境・利用部会
5	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	淀川部会
6	川那部 浩哉	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	琵琶湖部会
7	西野 麻知子	動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	琵琶湖部会、 環境・利用部会
8	尾藤 正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 教授	-
9	畚野 剛	地域の特性に詳しい委員	川西自然教室代表	猪名川部会
10	榎屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	淀川部会 環境・利用部会 利水部会
11	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	琵琶湖部会
12	森下 郁子 (部会長代理)	動物	大阪産業大学 人間環境学部 教授	猪名川部会
13	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	淀川部会 環境・利用部会

第1回治水部会 治水部会以外の参加委員

	氏名	対象分野	所属等	兼任状況
1	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネットとコーディネート)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	淀川部会 住民参加部会
2	本多 孝	地域の特性に詳しい委員 (環境教育、人と自然のかかわり)	みのお山自然の会 会長	猪名川部会 住民参加部会

第2回治水部会 治水部会以外の参加委員

	氏名	対象分野	所属等	兼任状況
-	細川 ゆう子	地域の特性に詳しい委員 (住民運動)	猪名川の自然と文化を守る会	猪名川部会 環境・利用部会

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

配布資料リスト

●第1回治水部会 配布資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		C1-A
資料1	淀川水系流域委員会 第18回委員会 結果概要(暫定版)	C1-B
資料2	テーマ別部会について	C1-C
資料3-1	「淀川水系河川整備計画原案」の構成(案): 河川管理者からの提供資料	C1-D
資料3-2-1	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」質問の回答: 河川管理者からの提供資料	C1-E
資料3-2-2	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」質問の回答 (パワーポイント資料): 河川管理者からの提供資料	C1-F
資料3-2-3	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」委員からの 質問と回答: 河川管理者からの提供資料	C1-G
資料3-3	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」検討に あたっての論点(案)について	C1-H
資料4	2月~6月の委員会、部会、運営会議の日程について	C1-I
参考資料1	委員および一般からのご意見	C1-J

●第2回治水部会 配布資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		C2-A
資料1	委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)	C2-B
資料2-1	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」検討の 論点について	C2-C
資料2-1補足	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」検討の論点 について 参考資料(各委員からの論点等に関する意見)	C2-D
資料2-2	「提言(030117版)」と「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料 (第1稿)」の比較資料	C2-E
資料5	自治体説明・意見収集状況: 河川管理者からの提供資料	C2-F
資料6	3月~6月の委員会、部会、運営会議の日程について	C2-F
参考資料1	委員および一般からのご意見	C2-G

注: 紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.15の「配布資料及び提言の閲覧・入手方法」をご覧ください。

配付資料及び提言の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び提言を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配布資料及び提言は、ホームページで公開しております。

郵送

郵送による配布資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「提言」の入手

「提言」の冊子を無料で差し上げます。冊子の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「提言希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

※頂いた個人情報については、上記資料及び提言の送付のみに使用させていただきます。

ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、上記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名または居住地とお名前も公表いたしますので予めご了承ください。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

■ホームページ <http://www.yodoriver.org>

■E-mail k-kim@mri.co.jp

■TEL 06-6341-5983

■FAX 06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務
(株)三菱総合研究所関西研究センター内



淀川水系流域委員会 治水部会ニュース No.1-2

2003年5月発行

- 【編集・発行】 淀川水系流域委員会
【連絡先】 淀川水系流域委員会 庶務
株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター
.....
研究員：新田、柴崎、水嶋
事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL(06)6341-5983 FAX(06)6341-5984

E-mail: k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源開発公団 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。

この印刷物は再生紙を使用しています。